

第 1 5 号議案

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

提出者 教育長 酒 井 泰

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(府中市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部改正)

第1条 府中市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成13年3月教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策総務部広報課」を「市民協働推進部広聴相談課」に改め、同条第2項中「政策総務部法制文書課」を「総務管理部法制文書課」に改める。

(府中市教育委員会が保有する個人情報保護に関する規則の一部改正)

第2条 府中市教育委員会が保有する個人情報保護に関する規則(平成15年7月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策総務部広報課」を「市民協働推進部広聴相談課」に改め、同条第2項中「政策総務部法制文書課」を「総務管理部法制文書課」に改める。

(府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則の一部改正)

第3条 府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則(平成20年3月教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

副市長、市民協働推進部長及び地域コミュニティ課の職員
----------------------------

」

を

「

副市長、市民協働推進部長及び多様性社会推進課の職員
---------------------------

」

に改める。

別表第2中

「

副市長、文化スポーツ部長及びス  
ポーツ振興課の職員

」

を

「

副市長、文化スポーツ部長及びス  
ポーツタウン推進課の職員

」

に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新

---

（委任事務及び補助執行事務）

第3条 府中市教育委員会は、次の各号に掲げる事務を、市長の補助機関である市民協働推進部広聴相談課の職員に委任する。

(1)～(4) 省 略

2 府中市教育委員会は、開示請求に対する決定についての審査請求に関する事務を、市長の補助機関である総務管理部法制文書課の職員に補助執行させる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

事務に関する規則新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

（委任事務及び補助執行事務）

第3条 府中市教育委員会は、次の各号に掲げる事務を、市長の補助機関である政策総務部広報課の職員に委任する。

(1)～(4) 省 略

2 府中市教育委員会は、開示請求に対する決定についての審査請求に関する事務を、市長の補助機関である政策総務部法制文書課の職員に補助執行させる。

参考（第2条関係）

府中市教育委員会が保有する個人情報

新

---

（委任事務及び補助執行事務）

第3条 府中市教育委員会は、次の各号に掲げる事務を、市長の補助機関である市民協働推進部広聴相談課の職員に委任する。

(1)～(4) 省 略

2 府中市教育委員会は、開示請求等に対する決定についての審査請求に関する事務を、市長の補助機関である総務管理部法制文書課の職員に補助執行させる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

の保護に関する規則新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

（委任事務及び補助執行事務）

第3条 府中市教育委員会は、次の各号に掲げる事務を、市長の補助機関である政策総務部広報課の職員に委任する。

(1)～(4) 省 略

2 府中市教育委員会は、開示請求等に対する決定についての審査請求に関する事務を、市長の補助機関である政策総務部法制文書課の職員に補助執行させる。

参考（第3条関係）

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任

新

別表第1（第2条）

委任事務一覧

委任する事務	補助職員
1 省 略	
2 省 略	副市長、市民協働推進部長及び <u>多様性社会推進課</u> の職員

別表第2（第3条）

補助執行事務一覧

補助執行させる事務	補助職員
1～3 省 略	
4 省 略	副市長、文化スポーツ部長及び <u>スポーツタウン推進課</u> の職員
5～9 省 略	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



及び補助執行に係る規則新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

別表第1（第2条）

委任事務一覧

委任する事務	補助職員
1 省 略	
2 省 略	副市長、市民協働推進部長及び <u>地域コミュニティ課</u> の職員

別表第2（第3条）

補助執行事務一覧

補助執行させる事務	補助職員
1～3 省 略	
4 省 略	副市長、文化スポーツ部長及び <u>スポーツ振興課</u> の職員
5～9 省 略	